

# 白井市待機児童対策事業費補助金交付要綱

所管課

保育課

## 1 補助金の名称

待機児童対策事業費補助金

## 2 補助金交付の目的

「子ども・子育て支援事業計画」の着実な推進を図り、もって待機児童の解消に資するため。

## 3 用語の定義

「私立保育園等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により認可された保育所及び幼保連携型認定こども園並びに同法第34条の15第2項の規定により認可された小規模保育事業所及び事業所内保育事業所をいう。

## 4 補助対象

私立保育園等

## 5 補助対象経費

別紙に定める経費

〔補助対象外経費〕

別紙の保育所定員増に伴う減収分助成事業については、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所を除く。

## 6 補助額（率）

別紙に定める額

## 7 予算の範囲

補正予算による増額後の予算の範囲内

## 8 施行日

平成29年4月1日

## 9 補助金の終期

令和10年3月31日

## 10 改正履歴

令和4年4月1日（保育士宿舎借り上げ支援事業に係る、補助対象経費及び補助率の改正）

令和5年3月31日（補助金の終期の修正）

別紙

補助対象事業	補助対象経費	補助基準額	補助率
<p>保育所定員増に伴う減収分助成事業</p>	<p>市からの要請に基づき私立保育園等が認可定員を増やすに当たり、公定価格の基本単価が減少する場合に、運営費の減少額（小規模保育事業所及び事業所内保育事業所を除く）</p>	<p>定員変更をした前年度1年間における公定価格基本単価総額を12で除した額</p>	<p>基準額と各月の公定価格を比較して減少している額又は定員変更をした前年度1年間における公定価格基本単価総額と補助年度の1年間における公定価格基本単価総額を比較して減少している額のどちらか少ない方の額。</p>
<p>保育士宿舍借り上げ支援事業</p>	<p>以下の要件を満たす者に「保育士宿舍借り上げ支援事業実施要綱」に定める事業の実施に要した経費</p> <p>1. 対象となる者は次のものとする。</p> <p>①平成29年4月以降に新規で採用された者で、国「保育士宿舍借り上げ支援事業実施要綱」に定める対象期間に該当する者であること。</p> <p>②保育士資格を有した常勤保育士又は保育士資格を有した1日6時間、月20日以上勤務の保育士であること。</p> <p>③白井市内に住民票を有する者であること。</p> <p>④世帯主又はこれに準ずる者であること。</p> <p>2. 対象となる経費は次のものとする。</p> <p>①賃借料</p> <p>②共益費又は管理費</p> <p>③礼金</p> <p>④更新料</p> <p>⑤その他市長が認める経費</p> <p>※宿舍に係る車両駐車場代は補助対象外</p> <p>※同一法人内での異動は、当法人に採用された日から起算</p>	<p>「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の別表中「保育士宿舍借り上げ支援事業」に定める基準額</p>	<p>補助対象経費（※）に4分の3を乗じた額と補助基準額とを比較して少ない方の額。</p> <p>※補助対象経費に保育士本人負担がある場合は、その額を差し引いた額が補助対象経費となる。</p>
<p>保育士通勤用駐車場借り上げ支援事業</p>	<p>以下の要件を満たす者に通勤用駐車場を借り上げる事業の実施に要した経費</p> <p>1. 対象となる者の要件は次のものとする。</p> <p>①保育士資格を有した常勤保育士又は保育士資格を有した1日6時間、月20日以上勤務の保育士であること。</p> <p>②補助を受ける私立保育園等から自宅までの通勤経路が2Km以上であるもの。</p> <p>③補助を受ける私立保育園等から対象となる駐車場までは、おおむね500m以内にあること。</p> <p>2. 対象となる経費は次のものとする。</p> <p>①駐車場借り上げに係る賃借料</p> <p>②その他市長が認める経費</p>	<p>1台当たり月額 5,000円</p>	<p>私立保育園等が対象物件を賃貸借している場合は①によるものとし、対象となる者が自身で対象物件を賃貸借している場合は②によるものとする。</p> <p>①賃貸借している土地の車両収容台数から対象となる者の駐車台数の割合に応じて実支出額を按分し、按分した額と補助基準額とを比較して少ない方の2分の1の額。</p> <p>②補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較して少ない方の2分の1の額。</p>